

令和6年4月19日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
11番	山口幸二	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	末藤正幸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	江上新治
次長	奥幹久
議事係長	草場章徳
議事係員	佐々野理子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	副	教	総務	総務	企画	福祉	まちづくり	総務
市	市	育	務部	部理事	画部長	祉部理事	づくり部長	課長
長	長	長	長	事	長	事	長	長
小	北	松	秋	黒	松	馬	庭	古
松	川	尾	月	尾	尾	場	木	田
政	政	文	義	聖	謙	真		香
次	雄	則	洋	一	嗣	淳		代

議　事　日　程

第 1 号

4月19日（金）10時開議

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

議　事　日　程

第 1-2 号

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙

(選挙)

議　事　日　程

第 1-3 号

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

(選挙)

日程第3 市長の提案事項に関する説明

日程第4 第42号議案 専決処分の承認について

日程第5 第43号議案 専決処分の承認について

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について

開　　会　　10時

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。ただいまから令和6年4月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第42号議案、第43号議案の2議案及び報告第2号を一括上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の開催に際し、議会運営委員会に諮問をしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。上田議会運営委員長

○議会運営委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。令和6年4月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告

を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1．会期及び会期日程について、第2．付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第3．常任委員会委員の選任について、第4．議会運営委員会委員の選任について、第5．特別委員会委員の選任について、第6．佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、以上6項目であります。

本議会において審議すべき議案等は、ただいま議長から上程になりました承認議案2件、報告事項1件の計3件でございます。

その他、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、特別委員会委員の選任、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙がございます。

以上の件について協議をいたしました結果、議案の審議順序につきましては議案番号順に行い、いずれの議案も所管の常任委員会の付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

次に、議会の構成についてであります。

常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任につきましては、任期満了に伴い委員の改選を行うものでございます。

また、特別委員会の委員の選任につきましても改選を行うもので、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につきましては、当該広域連合議会議員の辞職に伴い選挙を行うものであります。市長提出議案、議会構成に関する案件など双方を鑑み協議をいたしましたところでございます。

協議の結果、会期は本日4月19日から22日までの4日間が適当である旨、決定をいたしました。

なお、日程等の詳細についてはデータ配付のとおりでございます。

答申は以上でございます。

○議長（吉川里己君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日から22日までの4日間に決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日から22日までの4日間と決定をいたしました。

日程第2　会議録署名議員の指名

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番山口幸二議員、17番山口昌宏議員、20番江原議員、以上3名を指名いたします。

議長の任期においては、武雄市議会申し合わせ事項で「議長及び副議長の任期は2年1期

とする。ただし、再任は妨げない。」とされております。

ここでお諮りいたします。当該申し合わせ事項に基づき、議長の職を辞する願いを本日提出いたしましたので、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

ここで、副議長と交代のため、暫時休憩いたします。

〔吉川議長 退席〕

休	憩	10時04分
再	開	10時05分

○副議長（松尾初秋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第1. 議長辞職の件を議題といたします。

事務局に辞職願を朗読させます。

○江上議会事務局長

朗読いたします。

令和6年4月19日

武雄市議会副議長様

武雄市議会議長 吉川里己

辞職願

私はこのたび、武雄市議会申し合わせ事項により、議長の職を辞したく、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

以上です。

○副議長（松尾初秋君）

お諮りいたします。吉川議長の辞職願を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、吉川議長の議長辞職の件は許可することに決定いたしました。

吉川議員の入場を許可します。

〔吉川議員 戻席〕

議事の都合上、暫時休憩いたします。

休	憩	10時06分
再	開	10時06分

○副議長（松尾初秋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2 選挙第1号

追加日程第2. 選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

この際、申し添えておきますが、投票中、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めます。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙は被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を行います。

点呼を命じます。

[投票]

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ここで、会議規則第31条第2項の規定に基づき、立会人の指名を行います。

3番毛利議員、6番吉原議員、9番上田議員を指名いたします。3名の立会いをお願いい

いたします。

ただいまより開票を行います。

[開 票]

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 20 票、これは出席議員数に符合をしております。

そのうち、

有効投票 20 票

無効投票 0 票

有効投票中、

吉川里己議員 11 票

古川盛義議員 9 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。よって、吉川議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

立会人は自席にお戻りください。

[議場閉鎖]

ただいま議長に当選されました吉川議員が議場におられますので、本席から会議規則 32 条の 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、議長の就任の御挨拶をお願いいたします。

○議長（吉川里己君）〔登壇〕

多くの議員の皆様方の御推挙をいただきまして、第 8 代の議長に就任させていただくことになりました。

これまで以上に議会の議員の皆さんとの融和を図りながら、治水対策をはじめとする武雄市の懸案事項、議会が一丸となって推進できますように進めていきたいというふうに思っております。

どうか議員の皆様方の御指導、御協力を今後ともよろしくお願いを申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○副議長（松尾初秋君）

新議長と交代のため、暫時休憩いたします。御協力ありがとうございました。

休	憩	10時20分
再	開	10時21分

○議長（吉川里己君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

武雄市議会申し合わせ事項により、松尾副議長から副議長の職を辞する願いが提出をされ

ました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休	憩	10時22分
再	開	10時22分

○議長（吉川里己君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第3. 副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法117条の規定により、松尾副議長の退席を求めます。

[松尾副議長 退席]

事務局に辞職願を朗読させます。

○江上議会事務局長

朗読いたします。

令和6年4月19日

武雄市議会議長様

武雄市議会副議長 松尾初秋

辞職願

私はこのたび、武雄市議会申し合わせ事項により、副議長の職を辞したく、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

以上です。

○議長（吉川里己君）

お諮りいたします。松尾副議長の副議長辞職願を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、松尾副議長の副議長辞職の件は許可することに決定をいたしました。

松尾議員の入場を許可いたします。

[松尾議員 戻席]

議事の都合上、暫時休憩いたします。

休	憩	10時23分
再	開	10時23分

○議長（吉川里己君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4 選挙第2号

追加日程第4. 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行います。

議場の閉鎖を求めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

この際、申し添えておきますが、投票中、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ここで、会議規則第31条の第2項に基づき、立会人の指名を行います。

12 番池田議員、15 番末藤議員、19 番杉原議員を指名いたします。3 名の立会いをお願いいたします。

ただいまより開票を行います。

〔開 票〕

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 20 票、これは出席議員に符合をしております。

そのうち、

有効投票 20 票

無効投票 0 票

有効投票中、

松尾初秋議員 14 票

上田雄一議員 5 票

石橋敏伸議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。よって、松尾議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

立会人の方は自席へお戻りください。

〔議場閉鎖〕

ただいま副議長に当選されました松尾議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第 32 条の 2 項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

それでは、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（松尾初秋君）〔登壇〕

どうもありがとうございました。

今後はですよ、武雄市議会の慣例に従い、また、皆様の融和を図りながらですよ、しっかりと議長を支えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○議長（吉川里己君）

執行部入場のため、議事の都合により 10 分程度休憩いたします。

休 憩 10時37分

再 開 10時45分

○議長（吉川里己君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 市長の提案事項に関する説明

日程第 3. 市長の提案事項に関する説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

おはようございます。一昨日の 17 日 23 時過ぎ、豊後水道を震源とする地震があり、愛媛県、高知県では震度 6 弱の揺れを観測しました。武雄市においても、震度 1 の揺れを観測しています。

元日の能登半島地震に続き、国内外での地震が頻繁に発生している状況から、本市においても、地震発生時の対応や中長期避難への備えの重要性を再確認したところであります。

また、出水期も近くなっています。水害への備えについても、出水期までにできる対策や備えを、全力で取り組んでまいります。

さて、令和 6 年 4 月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、承認議案 2 件につきましては、さきの議会以降、緊急に決定を要した、武雄市税条例の一部を改正する条例及び武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、これらについて承認を求める議案をお願いしております。

次に、報告事項 1 件につきましては、丸山公園における事故による損害賠償に係る専決処分について報告いたしております。

詳細につきましては、議案審議の際に御説明させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第 4 第 42 号議案

○議長（吉川里己君）

日程第 4. 第 42 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。黒尾総務部理事

○黒尾総務部理事〔登壇〕

おはようございます。第 42 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書の 3 ページからでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が、第 213 回通常国会において可決成立いたしております。

この税制改正に伴い、市税条例の改正が必要なものについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、去る 3 月 31 日、専決処分をさせていただきましたので、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

それでは、主な改正内容について概要を説明させていただきます。

まず、令和 6 年能登半島地震災害による資産の損失に対する雑損控除の特例を定めております。

また、個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に係る規定の整備、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、新築住宅等に対する固定資産税の減免規定の拡充、土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長することなどでございます。

なお、施行日は令和6年4月1日でございます。

以上で第42号議案について補足説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

42号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第42号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

これより第42号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり承認されました。

日程第5 第43号議案

日程第5. 第43号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。馬場福祉部理事

○馬場福祉部理事〔登壇〕

おはようございます。第43号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書の45ページからになります。

本議案につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布されたことに伴い、3月31日付で、武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、その内容を報告し、御承認をお願いするものです。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引上げと、軽減措置の拡充の2点の改正を行ったものです。

まず、1点目の課税限度額の引上げにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の限度額を、これまでの22万円から24万円に引き上げたものです。

なお、基礎課税額及び介護納付金課税額につきましては限度額を据置きとしており、3つの課税限度額を合計いたしますと、改正前の104万円から106万円へ、2万円の引上げとなります。

これによる影響といたしましては、18世帯が対象になると見込んでおります。

2点目の軽減措置の拡充につきましては、国民健康保険税の5割軽減の対象となります所得基準額を、これまでの29万円から29万5,000円に、2割軽減の対象となります所得基準額を、53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げ、軽減措置の対象を拡充するものです。

これによる影響といたしましては、21世帯が軽減拡大の対象になると見込んでおります。

改正の施行期日につきましては、本年4月1日といたしております。

以上で第43号議案の補足説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

43号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第43号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

これより第43号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6 報告第2号

日程第6. 報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。庭木まちづくり部長

○庭木まちづくり部長〔登壇〕

おはようございます。報告第2号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書の50ページを御覧ください。

これは、丸山公園における事故に係る損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定に基づき、令和6年3月29日付で専決処分をいたしましたので御報告を申し上げるものでございます。

事故の概要でございますが、令和5年2月5日に、都市公園であります丸山公園において、設置されていた石仏の一部が崩れ、公園利用者の足に落下し受傷されたものであります。

損害賠償の額は3万3,220円でございます。

事故発生後、所管する公園施設につきまして、職員による緊急点検を実施し、その後、専門業者による安全点検を行っております。

今後、同様の事故が発生しないよう、より一層の安全対策に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉川里己君）

報告第2号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、22日は、議会構成である常任委員会、議会運営委員会の委員及び特別委員会委員の選任並びに議会における選挙でありますので、執行部の出席は要しないこといたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 10時55分